

第 2 9 回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第 29 回定例会

令和 4 年 8 月 30 日

開会 13 時 30 分

閉会 15 時 00 分

出 席 委 員

(17 名)

会長 依田繁二

3 武井誠

5 関一夫

6 小林澄男

7 小山孝幸

8 青木茂良

10 成山喜枝

11 柳澤峰晴

13 大塚賢

14 齊藤敏彦

16 小宮山信幸

17 小野澤文利

18 笹平民男

推進 射手誠司

推進 佐藤邦利

推進 関泰秀

推進 荻原清一

欠席者

(5 名)

1 荻原勝夫

2 深井佳人

12 宮下通

15 関敏夫

推進 杉田誠司

※新型コロナウイルス感染症対策により、人数を制限したことによる欠席者

議事録署名委員

11 柳澤峰晴

13 大塚賢

出 席 職 員

(7 名)

農業委員会事務局

事務局長 小林 幸司

事務局次長 小宮山 真二

事務局 小林 誠司

事務局 佐藤 一弥

事務局 黒澤 しほ

事務局 酒井 綾

事務局 伊藤 世志子

議事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画について

第 3 回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2 階 大会議室

事務局 ご苦劳様です。令和 4 年度第 29 回定例総会を開催します。感染対策を行いながら人数を制限した開催となりますので、ご協力をお願いします。会長、挨拶をお願いします。

会長 皆さんこんにちは、連日の猛暑も朝晩は、涼しさを感じる季節となりました。9 月は台風が発生する時期となり、農作物の災害が心配されます。農地パトロールは順調に進んでいますでしょうか、今回の調査は地区ごとに選定しましたモデル地区の農地の確認と、耕作放棄地、特に山林化した農地の確認を特にお願いします。農作業もあり大変かと思いますが、体調管理に注意されご協力をお願いします。

議長（会長） それでは、議事に入ります。本日の議事録署名人は、11 番柳澤峰晴委員と 13 番大塚賢委員をお願いします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明します。

番号 1、〇〇、外 4 筆 図面は 1 ページ、2 ページをご覧ください。〇〇にある農地が 1 筆、〇〇にある農地が 4 筆です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、親戚間の贈与です。申請地では水稻・生食ブドウを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で 10 分ということで問題はないと判断しました。

番号 2、〇〇、図面は 3 ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大するため譲り受けるものです。現在申請地は荒廃農地となっており、譲受人は取得後、少しずつ開墾しながら農業をしていくということで、令和 6 年 11 月には申請地全体で耕作が可能になる予定です。譲受人の自宅から車で 15 分ということで問題ないと判断しました。

番号 3、〇〇、外 2 筆、図面は 4 ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は、オーガニックカフェを営んでおり、そのカフェの隣接地となります。申請地では小麦、大豆等を栽培する予定で、カフェで使用したいということです。譲受人の活動拠点の隣接地であり、すでに譲受人が管理していることから問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。 それでは担当委員の説明に入ります。番号 1

の案件につきまして、小野澤委員、小林委員、関泰秀委員が担当になります。全体の説明は小野澤委員にお願いして、農地の説明はそれぞれの担当でお願いします。

小野澤委員 全体と担当農地の説明をします。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは看護師をしていました。農業経験はありません。〇〇さんは県の職員を退職して、農業に専念したいということで譲り受けるそうです。〇〇さんと〇〇さんは親戚関係です。農地の説明ですが、〇〇のところにあります。水田地帯の場所です。農業機械を何台か所有しています。積極的に農業に取り組む方だと思います。問題はないと考えますがご審議よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。小林委員お願いします。

小林委員 〇〇と〇〇は生食ブドウ畑で手入れがしてあります。周りもブドウ畑です。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。関泰秀委員お願いします。

関泰秀委員 〇〇にある２筆で、農地の状況は棚があるだけでブドウは植えてありませんでした。草が刈ってあり、きれいになっていました。引き続き耕作していただければと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号１の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号１の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号２の案件につきまして小山委員より説明をお願いします。

小山委員 説明します。資料は３ページをご覧ください。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。場所は〇〇です。〇〇さんは〇〇で水稻、野菜を栽培しています。経営規模を拡大したいということで〇〇さんをお願いして承諾を得たそうです。特に問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号２の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特

にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして小林委員より説明をお願いします。

小林委員 お願いします。資料は4ページをご覧ください。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。場所は〇〇にあります。農地は荒れていますが、自作地に隣接しているということで管理はしやすいと思います。小麦と大豆を栽培するそうです。近くに住宅兼店舗があります。オーガニックカフェを経営しています。栽培した作物は店で使用するそうです。よろしくお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
番号1、〇〇、図面は5ページ、6ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。申請者は〇〇の方で、現在隣接地に住んでいますが、結婚を機に住宅を新築したいとのことです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、外1筆、資料は8ページ、9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。申請者は〇〇の方で、現在隣接地に住んでいますが、二女の結婚を機に住宅を新築したいとのことです。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇、資料は11ページ、12ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請で、追認案件です。申請者は〇〇の方です。申請地の隣接地に住宅を建設した際、既に駐車場として利用していましたが、転用がされていない事が判明したため、顛末書を付して申請になりました。おおむね300メートル以内に〇〇がある第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

- 議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、成山委員より説明をお願いします。
- 成山委員 お願いします。申請者は〇〇さんで、場所は〇〇にある農地149平方メートルと自宅に隣接する土地を購入して5条の申請と合わせて、住宅を新築したいということです。いろいろ探しましたが、自宅の側に建てることになりました。問題はないと思いますが、よろしくお願いします。
- 議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- （全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして大塚委員より説明をお願いします。
- 大塚委員 説明します。申請人は〇〇さんで〇〇の方です。場所は〇〇から西側へ〇〇さんの敷地内の土地です。住宅を建てたいということです。近隣の了解はいただいているそうです。よろしくお願いします。
- 議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- （全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして佐藤委員より説明をお願いします。
- 佐藤委員 説明します。申請者は〇〇さんで〇〇の方です。住宅を建設した際、隣接する土地を駐車場として利用出来ると思い使用していました。あらたに駐車場が必要となり調査したところ、転用していないことがわかり深く反省をしていますということでした。よろしくお願いします。
- 議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、所有権移転、図面は5ページ、7ページをご覧ください。4条1番の関連案件です。〇〇の南側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。申請者は、現在隣接地に住んでいますが、結婚を機に住宅を新築したいとのことで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、使用貸借権設定、図面は8ページ、10ページをご覧ください。4条2番の関連案件です。〇〇の西側にある農地です。資材置場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は、現在隣接地に住んでいますが、二女の結婚を機に住宅を新築したいとのことです。住宅建設工事に伴う一時転用の申請で、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇、所有権移転、図面は11ページ、13ページをご覧ください。4条3番の関連案件です。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人の息子夫婦と同居する事となり、駐車場が不足するため、駐車場利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。おおむね300メートル以内に〇〇がある第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、賃借権設定、図面は14ページ、15ページ、16ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は運送業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、〇〇で運送業を営んでいますが、事業拡大するにあたり手狭なため、申請地を譲り受け申請地にて44台分の駐車場を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。

なお、雨水については地下浸透とする計画です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は17ページ、18ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方で、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、〇〇で仕事をしていますが、〇〇に住んでいます。住宅を建設し、移住したいとのことで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。

第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号6、〇〇、使用貸借権設定、図面は19ページ、20ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方で、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は譲受人の祖父母にあたります。譲受人は現在、借家に住んでいますが、手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号7、計画変更1と関連があるため一括の説明と致します。〇〇、賃借権設定、図面は21ページ、22ページをご覧ください。〇〇にある農地です。計画変更申請でファミリーホーム敷地の申請です。譲受人は〇〇の方で、譲渡人は〇〇の新聞販売業者です。当初は、平成3年2月に事務所・社宅敷地として許可を受けたのですが、事務所の開設を優先したことから転用事業は行っていませんでした。譲受人は申請地を継承してファミリーホーム敷地として利用を計画するものです。なお、譲受人は現在隣接地にて小規模住居型自動養育事業、ファミリーホーム事業を県に届け出て実施しており、里親として虐待・育児放棄・貧困等を理由に親と一緒に生活できない子ども達を家族として迎え入れて生活しています。今回新たにファミリーホームを建設し、最大6名の里子と生活を送りたいとのこと。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、成山委員より説明をお願いします。

成山委員 お願いします。4条の番号1と関連しています。資料は6ページ、7ページをご覧ください。譲渡人は〇〇さんで譲受人は〇〇さんです。〇〇さんが住宅を建てるにあたり、隣接する堺を譲ってほしいとお願いしたそうです。話合いが成立し今回の申請となりました。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑には入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につき

まして大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 それではお願いします。4条の番号2と同じで、〇〇の場所です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで親子です。住宅を建てるための資材置場として利用したいということです。一時転用で3ヶ月間使うそうです。隣接者には了解済みで問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 説明します。先程の4条の番号3案件の場所で、〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。息子夫婦が同居することになり駐車場が不足しているということで〇〇さんに譲っていただくことになったそうです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 説明します。場所は〇〇です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。駐車場が不足しているということで、譲り受けたいそうです。問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。
- 小宮山委員 お願いします。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。住宅を建てたいということです。周辺の農地はこれから住宅になる場所かと思います。よろしくお願いします。
- 議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。
- 射手委員 お願いします。場所は〇〇にあります。資料は19ページ、20ページになります。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん夫婦です。〇〇さんの祖父母になります。〇〇さんは〇〇の借家に住んでいますが、手狭になり申請地に住宅を建てたいということです。周辺は住宅街で〇〇さんの農地以外はなく影響はありません。第3種農地ということで問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。
- 議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号7、計画変更1の案件につきまして関一夫委員より説明をお願いします。
- 関一夫委員 計画変更1、番号7の案件を説明します。場所は〇〇の土地です。当初〇〇が転用許可を受ましたが、事務所開設を急いだため別の場所で事業をはじめました。今回計画変更で〇〇さんが、ファミリーホームの建築をしたいということで、譲り受けることになりました。〇〇が求めに応じたということです。譲受人の〇〇さんは平成29年3月から隣接地の〇〇番地が自宅で小規模住居型自動養育事業を行っていますが、手狭なため今回の申請となりました。雨水、排水は集水桝、下水道は市の公共下水道となっています。隣接農地〇〇、〇〇の方には了解済です。第

3種農地ということで問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第4号議案、農地利用集積計画8月分について事務局より説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農地利用集積計画8月分について説明をします。
通常の利用権設定は8件、18筆、45、398平方メートルです。所有権移転は1件、1筆、233平方メートルです。中間管理管理事業を使った利用権設定は、12件、21筆、28、822平方メートルです。8月の合計は21件、40筆、74、453平方メートルとなります。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

議長（会長） ないようですので採決に入ります。農地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3回農業経営改善計画認定審査会について事務局から説明をお願いします。

事務局 第3回農業経営改善計画認定審査会について説明します。〇〇さんで新規となります。平成27年5月に認定を受けましたが、その後〇〇となり、更新はしませんでした。今回退職をしたので新規で認定申請となりました。農業経営体の営農活動の現状及び目標ですが、営農類型として現状、目標ともに稲作、露地野菜、果樹類、雑穀です。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、現状はマイナス〇〇、目標は〇〇円です。年間労働時間として現状は、兼業農家でしたので480時間、目標は2,120時間です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、生産している作目として現状は米、大豆、ソバ、アスパラで目標としてキュウリ、ブルーベリーを増やしていきたいそうです。農用地及び農業生産施設の現状は〇〇アール、目標は〇〇アールに増やすそうです。農業生産施設はブルーベリー栽培のビニールハウスを増やしていきたい

いそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置として、専業農家として農業労働時間を取れるようになり、家族労働者を含めて労働力の平準化、営農類型構築を目指し安定経営を目指す。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、品目別作業実態を明確化し、作業時間の平準化した栽培を行い、事業利益を生み出したいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は家族経営を主体として家族の理解の醸成に努めるとともに農福連携や友人、知人等の労働体制を高めていきたいそうです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、家族に限らず事業の継承を今から考えて取り組みたいということです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画はトラクター〇台、ビニールハウス〇棟を取得したいそうです。収支計画ですが令和3年は機械の投資、減価償却費が多く収支のバランスが悪かったということでした。以上です。

議長（会長） ありがとうございました。関泰秀委員より説明をお願いします。

関泰秀委員 それではよろしくお願いします。〇〇さんは〇〇を退職して、専業農家として頑張っていくということです。後継者として息子さんが週末手伝っています。現在区長をやっていて地域を担っていく方だと思います。

議長 ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置の農福連携とありますが、どこの施設とやるのか教えてください。

事務局 具体的なことはこれからです。決まっていません。

議長（会長） 他にございますか、ないようですので採決に入ります。特にないようですので農業経営改善計画の意見徴収について終了します。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)